

指令水第 692 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和 3 年 11 月 12 日に開催された臨時総代会の状況について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 11 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

(1) 決議の結果

- ① 令和 3 年 11 月 12 日に開催された臨時総代会について、総代 120 名の内訳（本人出席、委任状、書面）を報告すること。
- ② 議案（理事の改選請求、監事の改選請求）ごとに、賛成・反対又は棄権した人数及びその内訳（（2）①の議決方法、委任状、書面）を報告すること。
- ③ また、貴組合定款第 44 条第 2 項又は第 5 項に基づき総代から提出された書面議決書及び委任状の写しを提出すること。

(2) 決議の方法

- ① 貴組合同規約第 16 条において総代会の採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるとされているが、令和 3 年 11 月 12 日の臨時総代会ではいずれの方法で採決したのか議案（理事の改選請求、監事の改選請求）ごとに報告すること。投票により採決していた場合は、記名によるものか否かも合わせて報告すること。
- ② （2）①による方法で採決することとした具体的な経緯及び理由。
- ③ （2）①の議決方法については、本臨時総代会の議案は役員改選請求といった人事案件であることに鑑み、その方法は、貴組合の役員選任規定に準じ、無記名投票で立会人の立会いのもとで開票するのが適当であると考えが貴組合の見解。
- ④ 臨時総代会に出席した総代から立会人の立会いの上で書面決議書を確認するよう

求めがあったことに対し応じなかったことは事実か。事実である場合、応じなかった理由は何か。

(3) 議事進行

- ① 令和3年11月12日に開催された臨時総代会の議事進行の状況を正確に記録した音声データを提出すること。
- ② 令和3年11月12日20時22分にさんいん中央テレビが報道した「JFしまねで会長の解任問う会合が大荒れ 改選請求への対応めぐりボイコットも（松江市）」において、「理事の改選請求に、賛成が2分の1以上あるかないか」、「その議論はもう終わった」との発言が岸会長のものとして動画配信されているが、岸会長本人の発言か。
- ③ (3) ①の発言が岸会長本人の発言であれば、貴組合同規約第11条で議長が議事の適切な進行につとめるとされているにもかかわらず、議長ではなく、今回、改選を請求されている役員の1人である岸会長が議事進行を行ったことは貴組合同規約に反すると考えるが、貴組合の見解。

2 報告の期限

令和3年11月19日（金）

3 報告の方法

(1) ③については、書面の写し、(3) ①については、DVD等（相談願います）、その他については、書面（様式任意）